

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 保険医療機関等の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退
- 計量器の定期検査の実施
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(五件)
- 基本測量の実施
- 県道の区域の変更
- 県道の供用の開始
- 過疎地域振興特別措置法による町道の改築に関する工事の実施
- 開発行為に関する工事の完了
- 建築基準法による道路の位置の指定
- 職員職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

### ◇ 人委規則

## 告 示

### 鳥取県告示第六百二十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人恩賜財団済生会米子診療所	米子市錦町一丁目八	昭和五十九年八月一日
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一	"
福 島 医 院	境港市中町九三	"
関金町国民健康保険診療所	東伯郡関金町大字堀一七五七一	"
山 本 医 院	東伯郡赤碓町大字赤碓一四七八	昭和五十九年八月十三日
西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭三九七	昭和五十九年八月一日



鳥取県告示第六百二十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療者に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社大村薬局	鳥取市片原三丁目二〇一	昭和五十九年八月二十五日

鳥取県告示第六百三十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があつたので、原子爆弾被爆者の医療者に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予告期間終了の年月日
下山医院	米子市末広町二五五	昭和五十九年八月十二日

鳥取県告示第六百三十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十九年十月一日から 昭和六十年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和五十九年十月一日 午前十時から 正午まで 鳥取市 鳥取市賀露公民館

〃 午後一時から 午後三時まで 〃 鳥取市湖山公民館

昭和五十九年十月二日 午前十時から 午後三時まで 〃 鳥取市立日進小学校

昭和五十九年 十月三日	"	"	"
昭和五十九年 十月四日	午前十時から 正午まで	"	鳥取市農業協同組合 ノ郷支所
昭和五十九年 十月五日	午前十時から 午後三時まで	"	鳥取市立日進小学校
昭和五十九年 十月八日	"	"	"
昭和五十九年 十月十五日	午前十時から 午後二時まで	"	"

鳥取県告示第六百三十二号

久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業鳥取土地改良総合整備事業（一般）大沢地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十九年九月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市横田一〇二一―久米ヶ原土地改良区事務所  
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十三号

久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）大沢地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十九年九月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
倉吉市役所及び倉吉市横田一〇二一―久米ヶ原土地改良区事務所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百三十四号

三朝町が行う土地改良事業に係る福山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十九年九月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
三朝町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百三十五号

日南町が行う土地改良事業に係る上三栄地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法

律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
  - 二 縦覧に供する期間  
昭和五十九年九月一日から二十日間
  - 三 縦覧に供する場所  
日南町役場
  - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百三十六号

会見町が行う土地改良事業に係る鶴田地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十七号

会見町が行う土地改良事業に係る会見（蔵本前）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十八号

会見町が行う土地改良事業に係る会見（荻名）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間 昭和五十九年九月三日から同年十二月二十日まで
- 三 作業地域 東伯郡三朝町

鳥取県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年八月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	変更前	変更後		
船上山赤碓停車場線	東伯郡赤碓町大字高岡字南田四二九一―一地先から同大字西屋敷四五八地先まで	東伯郡赤碓町大字高岡字南田四二九一―一地先から同大字伊津尻四六八一―一地先まで	五・〇〇	一八二・〇
	東伯郡赤碓町大字高岡字南田四三一一―一五地先から同大字伊津尻四六八一―一地先まで	東伯郡赤碓町大字高岡字南田四三一一―一五地先から同大字伊津尻四六八一―一地先まで	五・〇〇	三〇五・〇
	東伯郡赤碓町大字高岡字南田四三一一―一五地先から同大字伊津尻四六八一―一地先まで	東伯郡赤碓町大字高岡字南田四三一一―一五地先から同大字伊津尻四六八一―一地先まで	五・〇〇	三〇五・〇

鳥取県告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年八月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
船上山赤碓 停車場線	東伯郡赤碓町大字高岡字南田四三 一―五地先から同大字伊津尻四 六八―一地先まで	昭和五十九年八月三十一日

鳥取県告示第六百四十二号

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を行うので、過疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
屋堂羅線	八頭郡若桜町大字若桜字古寺ノ 元九四八―四地先から同大字字 屋堂羅河原一〇〇五地先まで	改築	昭和五十九年八月三十 一日

鳥取県告示第六百四十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年四月九日 / 鳥取県指令受都計第六十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市覚寺字畔倉

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目三八二

有限会社山根産業

代表取締役 山根由禰

鳥取県告示第六百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十九年八月三十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十九年八月三十一日



鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 倉吉市越殿町一四〇九 株式会社グリーンコープ 代表取締役 八田隆利	道路の位置の指定場所 倉吉市伊木字大田一九 九一三及び同地先水路	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 四・一五〇九・一五 延長 四三・七八
---	--	---

### 人事委員会規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則  
職員の職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第七の知事の事務部局の病院の項中

中央病院 の薬剤長	厚生病院 の薬剤長
室 長	室 長

を

薬剤長	薬剤長
室 長	室 長

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年九月一日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「八十万円」を「九十万円」に、「六万六千六百六十七円」を「七万五千元」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年九月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年八月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十九号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方機関の病院の項中

事 務 長
事 務 次 長
薬剂長（中央病 院の薬剂長に限 る。）

を

事 務 長
事 務 次 長
薬剂長（人事委 員会が承認した ものに限る。）

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年九月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】